

J.P.Morgan

日本銀行決済機構局 ISO パネル（第 8 回） 金融取引におけるISO 20022の導入と将来の決済取引

ISO 20022の導入と相互運用性：知っておくべきすべてのこと

February 2024

田貝 征之

JPモルガン・チェース銀行 東京支店

決済事業本部 インダストリー・イシューズ

ISO 20022はなぜ重要なのか？

ISO 20022

の導入は金融業界にとって
分水嶺といえる瞬間

200以上 のイニシアチブが
70 カ国で進行中¹

2025年までに大口決済の
80% がISO 20022 の
フォーマットで行われる見通し¹

CBPR+ は2023年3月に稼働

2025年11月までMTとMXの
併存期間を設定



機能追加

- レファレンス・データと送金付帯情報の充実化



金融機関間の一貫性

- 同じ言語で「話す」ための、複数の市場インフラやシステムに対するシームレスな管理を実現



導入の加速

- 旧来のシステムを入れ替え、費用効率改善や規制改革が後押しする市場の実装に向けた管理を実現



先を見据えた計画

- ユーザー・エクスペリエンス向上のための付加価値サービス導入に向けた、金融機関における複数年にわたるプロジェクト

中央銀行とSwiftによるISO 20022への移行の決定は、金融業界にとって革命的な分岐点となる

ISO 20022 – 決済の新しい言語

送金指示において使われ始めている主要な「ISO用語」

MTでの呼び方	MX – ISOでの呼び方
Field	Element
Bank	Agent
Ordering Customer	Debtor
Ordering Institution	Debtor Agent
Beneficiary Customer	Creditor
Account with Institution	Creditor Agent
Intermediary Institution	Intermediary Agent
Message Sender	Instructing Agent
Message Receiver	Instructed Agent
	Ultimate Debtor (新用語)
	Ultimate Creditor (新用語)
	Initiating Party (新用語)

送金のさらなる自動化を可能にするため、新規のメッセージも導入

既存メッセージ	MX - ISO メッセージ	メッセージ群
Pain.001 (v3) / MT101 (relay)	pain.001 (v9)	<i>payment Initiation (pain)</i>
MT103	pacs.008	<i>payment & clearing settlement (pacs)</i>
MT202	pacs.009 (CORE, ADV)	
MT202 Cov	pacs.009 (COV)	
	pacs.004 – (資金返却の新電文)	<i>cash management (camt)</i>
MT196	camt.029	
MT 941 / MT942	camt.052	
MT940 / MT950	camt.053	
MT900 / MT910	camt.054	
MT192 / MT 292	camt.056	
MT210	camt.057	
MT920	camt.060	
MT199 / MT299	未定	

ISOプログラムのロードマップ

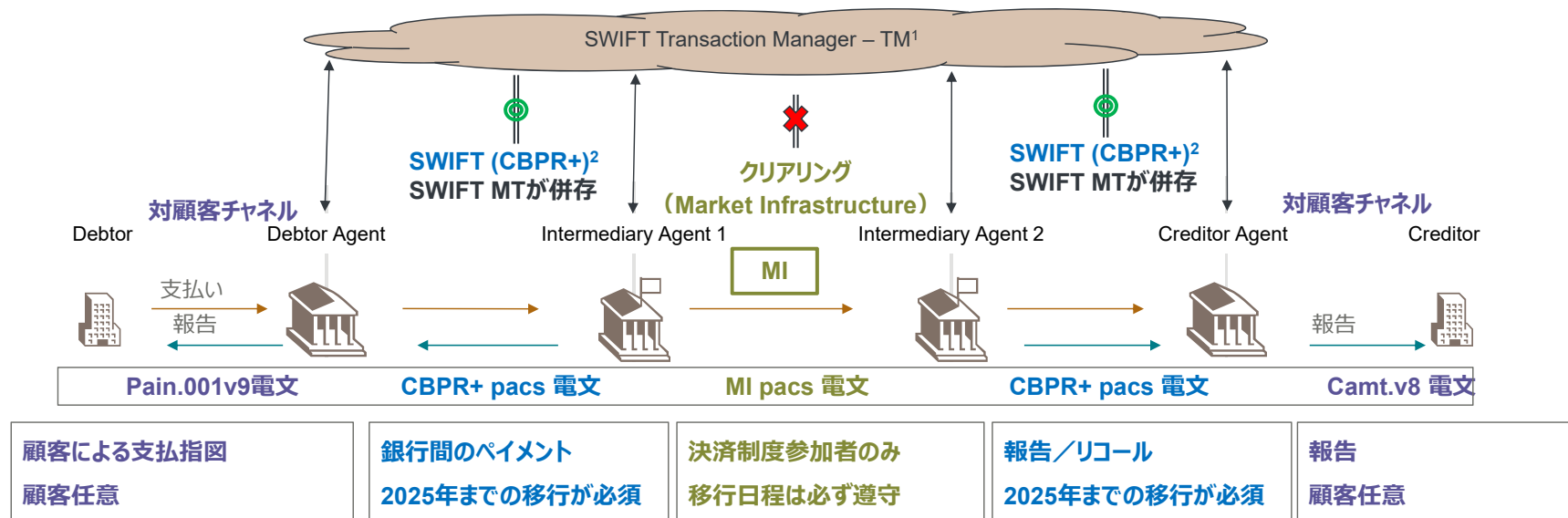
地域	2021	2022	2023	2024	2025
グローバル – Swift CBPR+			● Swift CBPR+ 2023年3月	MT/MX 併存期間 MX ステートメントノアドバイスロールアウト ISO 全面運用開始	
北米				● 米国 CHIPS 2024年4月	● 米国 FED 2025年3月
欧州・中東・アフリカ		● 南アフリカSAMOS 2022年9月	● EURO1 2023年3月 ● 英国 CHAPS 2023年6月 ● TARGET2 2023年3月		
アジア太平洋	● フィリピン PhilPaSS 2021年7月	● タイ Bahtnet 2022年9月 ● マレーシア Rentas 2022年9月 ● シンガポール MEPS+ L4L 2022年8月	● オーストラリア HVCS 2023年3月	● 香港 CHATS 2024年4月 ● シンガポール MEPS 2024年Q2	● 日本 FXYCS 2025年秋
中南米				● チリ 2024年Q1	

● 稼働中

● MI 稼働予定日

導入に向けて：新旧併存状態を理解する

送金電文授受の依頼から着金までの電文およびデータの一貫性が必須



SWIFT MTとISO 20022の新電文は2025年までどのように併存するのか。

- SWIFTのIn-Flow Translation機能により、送金の依頼から着金までの全過程を電文にて伝達することが可能。トランケーションリスクは管理が必要。
- SWIFTのTransaction Manager (TM) が稼働することによりデータの一貫性の確保が可能となる。

1. SWIFT TMは2023年5月28日から、ISOリッチデータを使うpacs.008およびpacs.009 covメッセージで運用を開始
2. SWIFTは2023年3月から CBPR+ と MT メッセージの間のIn-Flow Translationを提供

蓄積された知見

業界を先導するJ.P.モルガンの独自の経験により、各金融機関のスムーズな移行をサポートすることが可能

J.P.モルガンが得た経験

- 「グローバルプログラム」を運営するほか、日々ミーティングを実施し、あらゆる問題をタイムリーに対処
- 実装計画が特に重要：
 - APACの市場インフラにおけるISO Go-Liveで学んだ教訓を活用
 - 迅速に問題を解決するため、24時間365日稼働するグローバルコマンドセンタールームを設置
 - 全社的な重要案件のため、エグゼクティブ・スポンサーシップの取得が重要
 - 全社内横断的な連携

考察と推奨事項

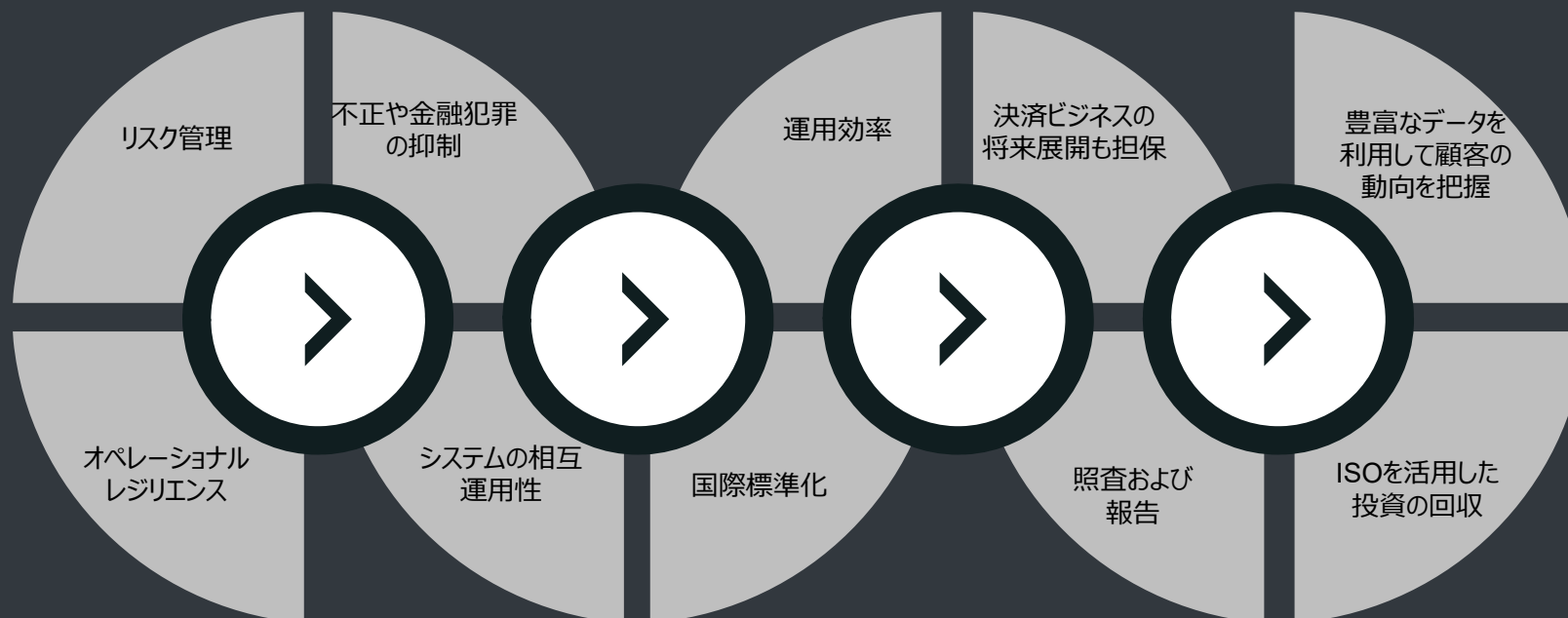
- 上記は**始まりに過ぎない**。ISO 20022移行への道のりは長いため、早めに着手することを推奨する
- 併存期間にも課題がある
- 当社の場合、CBPR+、T2/EURO1、オーストラリアがすべて同時に稼働したため、3月の稼働は非常に複雑であった
- 一部の金融機関では、受信するMX／マルチフォーマットメッセージを処理する準備が稼働日に整っていなかった
- 現在の移行計画、予算、リソースに応じて計画を常に見直す必要。**複数年にわたる取り組みとなる**
- 新しい言語の習得という課題
- マルチフォーマットメッセージから**ネイティブ MX**への移行は、少なくともエンリッチデータが広範に利用され始める前に**可能な限り速やかに**移行
- テストは不可欠**

ISO 20022移行に向けたフレームワーク



ISO 20022 は決済処理全般に**多大なメリット**をもたらす

ISO 20022により、テクノロジーとオペレーションの網羅的な改善が可能になる



ISO 20022移行への行程：短距離走ではなくマラソン

1

移行と構築

非構造化データ「MT」から
構造化データ「MX」への移行

2

通常業務への組込

ISO 20022を日常業務に取り入れることで、
新たなビジネスチャンスに備える

3

新ソリューションのデザイン、新規事業の推進

構造化データの活用による付加価値
サービスを楽しむ

付加価値を
高めるデータ

「MT」
非構造化データ

ISO 20022 エンリッチド・データの主な活用例



自動売掛債権マッチング
(ARM)



ダッシュボード
リアルタイムデータ



サイバーセキュリティによる
不正行為の防止



個々の顧客ニーズに
合わせたサービス提供



バーチャル口座

本邦におけるISO 20022導入にあたっての論点

ISO 20022導入の目的

- **大義**：クロスボーダー送金の透明性・安全性の向上が金融犯罪の抑止につながり、アクセスの向上が金融包摂につながる
 - 当事者（Party）の特定 – KYC の品質・更新頻度 – 信頼に足る情報としてのLEIへの期待
 - Full Nameの次はFull Structured Address：自動入金的前提として、住所情報とKYC情報の完全一致を求めるか
 - 送金目的（Purpose code）：国際収支統計との関係性の明確化が必要
 - 送金付帯情報（Remittance information）：本邦でいうEDI情報
- **分断された各国市場と区々の市場インフラの隙間を埋める現地当局規制の運用が中継・受取銀行業務の高コスト化に**
 - データの短縮（Truncation）リスクへの対応と妥当なスクリーニングを可能とする市場インフラとの協働
 - 国内の規制変更がUltimate DebtorおよびUltimate Creditorの透明性確保を後押し

	外為円決済	全銀システム	ZEDI
市場インフラの意義	クロスボーダー	純国内取引	EDI情報
スクリーニング	あり	なし	可能
KYC業務の成熟度	確立	各行区々か	各行区々か
外国為替及び外国貿易法 （確認義務）	追加 ：対象者のために当該対象者以外の名義で行われるものその他の当該対象者のために直接または間接に行われるものを含む		
犯罪収益移転防止法改正 （通知義務）	拡大 ：顧客の支払の相手方		

- **国際的に違和感のある慣行はないか**

クロス・ボーダー送金市場構造の変化への対応

公的機関	概要
G20/FSB	2027年までにより迅速、安価、透明性の高い、アクセス可能なクロスボーダー送金を実現
BIS/CPMI	2025年からのクロスボーダー決済の増強に向けてISO 20022の活用を検討
FATF/Recommendation 16	テクノロジーによる新規参入者やサービスが可能になったため、現行版の有効性の見直し中

本邦クロスボーダー送金スキームの確立への方向性を出すため、ネットワークに依存しない官民一体の会合が必要か

- **目的**：日本での被仕向けクロスボーダー送金の業界コストの引き下げ
- **期間**：2027年を当初の目標期限とする暫定的なグループ
- **対象**：ネットワークやサービスに依存しない組織
- **活動内容**：最適なスキームの特定、MIの役割明確化、ISO 20022の活用、公的セクターとの対話促進
- **メンバー**：サービスプロバイダー（銀行およびノンバンク）、システムベンダー、業界団体、標準化団体および顧客
- **リーダーシップ**：参加者の互選による
- **オブザーバー**：公的部門から必要に応じて
- **事務局**：Swift

知っておくべきこと



01 MTが MX（または「XML」）に変更される

- ・ 決済と報告に関するレガシーメッセージ規格に取って代わる新たな金融メッセージ規格
- ・ 2023年3月までにSWIFT CBPR+ のMXメッセージの受信をすることが金融機関の最低要件



02 なぜISO 20022なのか？

- ・ メッセージに共通のフレームワークを提供することでSTPを強化し、構造化フォーマットでさらなる詳細を提供 – 透明性の向上
- ・ 照査の改善を図り、スクリーニング可能な情報量を増やしつつ、フォルス・ポジティブを減らすことができる – コスト抑制と効率化を実現



03 今後の予定

- ・ 2025年11月までに、すべての金融機関がISO 20022規格に移行しなければならない



04 誰が影響を受けるのか？

- ・ SWIFTは銀行やノンバンク金融機関に次のことを求める：2023年3月までにSWIFT FINPlusプラットフォームに接続し、同じく2023年3月までに他の金融機関からMXあるいはマルチフォーマット決済メッセージを受信できるようにする
- ・ MXの送信は2025年11月までに任意で



05 J.P.モルガンの計画

- ・ 2023年3月以降の動き：
 1. MX決済メッセージの受信準備を完了
 2. MT決済メッセージの受信を継続
 3. 可能な場合、MXメッセージを送信（1年目はSwiftの推奨にしたがいリッチデータ要素をMXメッセージに含めるべきではない）
 4. デフォルトのオプションとして、MT報告メッセージの使用を継続 – 2024年Q1にMX CAMTステートメントへ移行

J.P.Morgan

PAYMENTS

Appendix: 2023年5月時点における開発されたISO 20022メッセージ

Business domain	Message Type	Number of messages	Submitting Organization	
Securities	acmt	5	SWIFT (5)	293
	admi	3	T2S (3)	
	camt	21	SWIFT (6), T2S (15)	
	colr	22	SWIFT, FPL, ISDA/FpML, ISITC (14), T2S (2), SWIFT/Banco de Espana (6)	
	reda	40	SWIFT (4), Omgeo/ISITC/FPL (4), T2-T2S (2), T2S (29), SWIFT/Banco de Espana (1)	
	secl	10	SWIFT and FPL (10)	
	seev	65	SWIFT(34), Euroclear (22), SWIFT/SMPG (9)	
	semt	35	SWIFT (31), Omgeo/SWIFT (1), Deutsche Bundesbank (on behalf of 4CB) and SWIFT (1), Clearstream (2)	
	sese	58	SWIFT (58)	
Derivatives	setr	34	SWIFT (30), Omgeo/SWIFT (4)	70
	auth	67	ESMA (46), Bank of England (16), ECB, Banque de France, Deutsche Bundesbank, Banco de Espana (5)	
	semt	1	ISITC (1)	
Payments	sese	2	KDPW/SWIFT (2)	140
	acmt	29	Payments UK (11), SWIFT (15), GUF (3)	
	admi	1	CLS (1)	
	auth	13	FFI (3), RU-CMPG (10)	
	camt	65	ISTH (3), SWIFT (46), TWIST & SWIFT (1)	
	pacs	10	SWIFT (8), Bank of England (1), SWIFT & EPC (1)	
	pain	12	CBI (2), ISTH/SWIFT (4), SWIFT (4), SWIFT & SABS (2)	
	reda	8	EPC (8)	
	remt	2	IFX/OAGi (2)	
Cards and Retail Services	caaa	25	nexo (25)	124
	caad	10	ISO TC68/SC7/TG1 (10)	
	caam	12	nexo A.I.S.B.L & IFX (12)	
	cafc	2	ISO TC68/SC7/TG1 (2)	
	cafm	2	ISO TC68/SC7/TG1 (2)	
	cafr	4	ISO TC68/SC7/TG1 (4)	
	cain	21	ISO TC68/SC7/TG1 (21)	
	canm	4	ISO TC68/SC7/TG1 (4)	
	casp	17	nexo (17)	
	casr	2	ISO TC68/SC7/TG1 (2)	
	catm	8	nexo (8)	
FX	catp	17	nexo A.I.S.B.L & IFX (17)	27
	admi	6	CLS (6)	
	camt	4	CLS (4)	
	fxtr	15	CLS (15)	
Trade Finance	reda	2	CLS (2)	85
	auth	2	FFI & Tieto (2)	
	tsin	12	SWIFT (1), Association française des sociétés financières (ASF) (8), CBI (3)	
	tsmt	52	Association française des sociétés financières (ASF) (3), SWIFT (49)	
API Resources	tsrv	19	SWIFT (19)	
	head	1	SWIFT (1), Association française des sociétés financières (ASF) (8), CBI (3)	
Grand Total		740		

免責条項

本書は、専らその直接の名宛人かつ受取人であるJ.P.モルガンのお客様（以下、お客様の関連会社を含めて「貴社」といいます。）の便益のため、かつ貴社の内部限りのご利用のために、J.P.モルガンにより提供される可能性のあるお取引について事前にご検討いただくことを目的として作成されたものであり、貴社はいかなる第三者に対しても開示する権利を有しないものとします。

本書を作成するにあたっては、公的な情報源から入手可能な情報、貴社によりもしくは貴社のために当社に提供された情報、その他当社がレビューしたすべての情報について、独立した検証なしに、その正確性と完全性を前提とし依拠しております。本書は、貴社と協議する際の資料として使用することのみを目的として作成されたもので、J.P.モルガンによる口頭での説明によって補完され、かつ、その説明との関連においてのみ検討していただくものです。本書またはそのいかなる内容についても、J.P.モルガンの事前の書面による承諾なく、公表または他の目的のために利用することはできません。

J.P.モルガン、JPモルガン、JPモルガン・チェース、チェース、チェース・マーチャント・サービス、およびチェース・ペイメント・決済ソリューションズは、JPMorgan Chase & Co. およびその全世界の関連会社（以下、総称して「JPMC」といいます。）の特定の事業におけるマーケティングネームです。商品またはサービスは、J.P.モルガン・チェース銀行などのコマーシャルバンク、証券もしくはその他のノンバンクの関連会社またはその他のJPMCの法人によって、マーケティングが行われまたは提供される可能性があります。JPMCの担当者は、前述のいずれの法人の従業員または役員の可能性があり、本書で使用されるJ.P.モルガン、JPモルガン、J.P.モルガン・チェース、チェース、チェース・マーチャント・サービス、およびチェース・ペイメント・決済ソリューションズの各用語は、使用されているマーケティングネームに関係なく、該当するすべての従業員または役員および/または法人を含みます。本書は、適用される法律または規制の下で違法となる商品またはサービスについてのJPMCによる勧誘を構成しません。

本書で議論される投資または戦略は、すべての投資家に適しているとは限りません。J.P.モルガンまたはその取締役、役員、従業員もしくは代理人のいずれも、本書において触れられ、または本書に起因して議論された事項のいかなる内容に関しても、貴社またはいずれの者に対して何らの責めを負わないものとします。本書は、会計、法律、税務に関するアドバイス、または投資に関する推奨を提供することを目的としたものではなく、そのようなものとして依拠されるべきではありません。これらについては、各自の会計、法律、税務カウンセラーや投資アドバイザーにご相談ください。

商品およびサービスは、すべての地域で提供しているものではありません。特定の商品およびサービスの適格性は、JPMCおよび/またはその関連会社による最終決定によるものとします。本書は、信用の供与その他のいかなる商品やサービスの提供についてJPMCによる確約を構成するものではなく、J.P.モルガンはいつでも撤回できる権利を留保します。すべての商品およびサービスは、適用される法律、規制、および適用される承認と通知による制約を受けます。貴社は、貴社の性質または本書で言及されている商品およびサービスにより適用されうご自身の法域の法律に基づく個別の制限および制約を検討いただく必要があります。

法律や規制（銀行法、資金決済に関する法律、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律を含みます。）の影響に関しては貴社の責任においてご判断いただくものであり、取引を検討する際には、個別の状況における要件、妥当性および適切性について各自の専門アドバイザーにご相談ください。

第三者の商標、ブランド名、商品およびサービスについての言及は、参照のみを目的としており、それらの言及はいかなるスポンサーシップ、賛同または提携をも意味するものではありません。

別段の記載にかかわらず、本書の内容は法的拘束力を有することを意図したものではありません。本書に記載されている商品、サービス、条件、またはその他の事項（機密性に関するものを除きます。）は、別個の法的拘束力のある文書にて規定する条件に従うものとし、また通知なしに変更される場合があります。

銀行間取引金利（IBOR）およびその他のベンチマークレートの変更：特定の金利ベンチマークは、継続的な国内外その他の規制上のガイダンス、改革、および改革提案の影響を受けまたは将来的に影響を受ける可能性があります。詳細については、https://www.jpmorgan.com/global/disclosures/interbank_offered_ratesを参照してください。

J.P.モルガンにて開設される口座に保有される預金は、口座の種類、通貨に関わらず日本の預金保険の保護の対象となりません。

JPMorgan Chase Bank, N.A. Member FDIC. Deposits held in non-U.S. branches are not FDIC insured.

JPMorgan Chase Bank, N.A., organized under the laws of U.S.A. with limited liability.

© 2024 JPMorgan Chase & Co. All Rights Reserved.